

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

春季休業期間中の教育活動について

標記については、令和2年3月17日付け教私第3763号により通知したところですが、3月20日に開催された第9回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、下記のとおり変更いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、府立学校においては、本日より4月7日までの期間、授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととしました。別添（写）のとおり、府立学校の対応を示した府立学校長・准校長あて通知文書を添付いたしますので、貴学校園における対応の参考としてください。

また、府立学校における4月8日以降の学校再開の可否につきましては、文部科学省の基準に照らしながら4月3日までに決定する予定となっております。情報が入り次第お知らせいたしますので、よろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1. 4月始業日までを原則として児童生徒の活動を停止してください。（令和2年2月28日付け教私第3579号のとおり）

ただし、卒業式、入学式、入学者選抜及びこれらに関連する説明会等を実施する場合は、クラスター発生のリスクを下げるための原則（注）に留意した上で、手指衛生の徹底等の感染防止策を講じ、必要最小限な規模としてください。

2. その他

「大阪府私学監から大阪府内私立学校・園設置者の皆様へのメッセージ」、「大阪府教育長から府立学校の児童・生徒等へのメッセージ」及び「第9回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）」を添付いたしますので、貴学校園における対応の参考としてください。

注：クラスター発生のリスクを下げるための原則

- (1) 換気を励行する（2方向の窓を同時に開ける等）
- (2) 人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等）
- (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

※ 手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。

また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。

【参考】令和2年2月28日付け教私第3579号「新型コロナウイルス感染症対策の一斉臨時休業について（通知）」より

令和2年3月2日（月）から幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等課程を置く専修学校及び各種学校のうち外国人学校を臨時休業としてください。

- ・ 3月2日から4月始業日までを原則として児童生徒の活動を停止してください。
- ・ ただし、卒業式、入学式、入学者選抜及びこれらに関連する説明会等を実施する場合は、感染防止策を講じ、必要最小限な規模としてください。

【添付文書】

- (1) 府立学校における臨時休業および春季休業期間中の教育活動等について（通知）
- (2) 大阪府内私立学校・園設置者の皆様へ（大阪府私学監メッセージ）
- (3) 府立学校の児童・生徒等、保護者及び学校関係者の皆さんへ（大阪府教育長メッセージ）
- (4) 第9回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）
（別紙1）大阪府・兵庫県における緊急対策の提案（案）
（別紙2）感染拡大防止に向け必要な取組みについて

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

奥野、浅野（06-6941-0351 内線 4858）

総務・専各振興グループ

貞末、江藤（ " 内線 4862）

幼稚園振興グループ

中村、畑中（ " 内線 4860）